

(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業
入札説明書

平成 18 年 4 月

姫 路 市

(仮称) 姫路市新美化センター整備運営事業 入札説明書
目 次

1.	入札公告日	3
2.	発注者	3
3.	担当部局等	3
	(1) 担当部局	3
	(2) 入札手続部局	3
4.	事業概要	4
	(1) 本事業の概要	4
	(2) 民間事業者の業務範囲	6
	(3) 市が実施する業務の範囲	8
5.	事業者選定の手続き	9
	(1) 契約締結までの流れ	9
	(2) 契約締結までのスケジュール	11
	(3) 審査委員会の設置	12
6.	募集要項	12
	(1) 募集要項の構成	12
	(2) 募集要項（第一部）の公表	12
	(3) 募集要項説明会及び募集要項（第二部）の配布	13
	(4) 募集要項に対する質疑回答	13
7.	入札参加予定者へのヒアリング	14
	(1) ヒアリング日程等	14
	(2) ヒアリング事項	14
8.	入札参加資格要件	15
	(1) 応募者の構成	15
	(2) 応募者の参加資格要件	16
	(3) 参加資格の喪失	18
9.	参加資格確認	18
	(1) 資格確認申請書類の提出	18
	(2) 参加表明者が提出する資格確認申請書類	19
	(3) 資格確認申請書類の提出方法	19
	(4) 資格確認申請書類の受付	19
	(5) 資格確認方法	19
	(6) 資格審査結果	19
10.	入札書類の提出	20
	(1) 入札書類の構成書類	20

(2) 入札書類の提出方法	20
(3) 入札書類の受付	20
(4) 入札の辞退	20
(5) 入札の無効	21
(6) 入札に当たっての留意事項	21
(7) 入札時提出書類の修正等の禁止	21
(8) その他	21
11. 民間事業者の決定方法	22
(1) 落札者の決定方法	22
(2) 落札者決定後の手続き	23
12. 入札保証金、契約保証金	25
(1) 入札保証金	25
(2) 契約保証金	25
13. その他	25
(1) 費用負担	25
(2) 使用言語等	25
(3) 審査結果理由の説明請求	25
別紙1：落札者決定基準	26

姫路市（以下「市」という。）は、平成 18 年 2 月 28 日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本入札説明書は、建設、運営に関する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書を含む募集要項（入札説明書、要求水準書、契約書案、参考資料）によるものとする。

本事業に係る入札への参加を希望する者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募資料等の作成等を行うものとする。

1. 入札公告日

平成 18 年 4 月 5 日

2. 発注者

姫路市長 石見利勝

3. 担当部局等

(1) 担当部局

本入札において、本事業の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

姫路市環境局環境事業推進室

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

TEL（直通）0792-21-2833

電子メール hime-ge2@city.himeji.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.himeji.hyogo.jp/shobunjo/index.html>

(2) 入札手続部局

本入札において、入札手続きを担当する入札手続部局は以下のとおりとする。

姫路市総務局行政部経理課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

TEL（直通）0792-21-2236

ホームページ <http://www.city.himeji.hyogo.jp/keiri/index.html>

また、市は、本入札に関して担当部局及び入札手続部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社 日本総合研究所
協力会社 西村ときわ法律事務所

4. 事業概要

(1) 本事業の概要

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は、単独又は特別共同企業体で、ごみ焼却施設及び再資源化施設（あわせて、以下「処理施設」という。）の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）、及びこれらと一体的に整備を予定している啓発・管理施設、余熱利用施設、芝生広場及び緑地帯（あわせて、以下「周辺施設」という。）の基本設計（以下「基本設計業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社を設立し、20年間の運営期間にわたって、ごみ焼却施設の運転、維持管理、補修及び更新等並びに再資源化施設の維持管理、補修及び更新等（以下これらを「運営業務」という。）を一括して行うものとする。

市は、処理施設の建設及び運営に係る資金の調達を行い、処理施設を所有するものとする。

運営業務の期間は、平成22年4月1日から平成42年3月31日までとするが、市は、処理施設を30年程度の長期にわたり、安全かつ効率的に運転することを計画している。

① 事業名

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業

② 事業場所

姫路市網干区網干浜4番地1

③ 事業期間

建設（設計・施工）期間：契約締結後（平成18年12月予定）～平成22年3月31日

運営（運転・維持管理）期間：平成22年4月1日～平成42年3月31日

④ 事業方式

本事業における処理施設の整備はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式及びDBM（Design：設計、Build：施工、Maintenance：維持管理）方式により実施する。

⑤ 契約の形態

市は、本事業について民間事業者に、基本設計業務、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を民間事業者と締結する。

また、市は、基本契約に基づき、民間事業者のうち処理施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

また、市は、基本契約に基づき、民間事業者が運営業務のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）と、本事業に係る運営業務委託契約及び維持管理業務委託契約を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、民間事業者が企業の場合はその企業、民間事業者が企業グループの場合は構成企業の一員である設計担当企業（以下「基本設計事業者」という。）と、基本設計業務に係る設計業務委託契約を締結する。（基本契約、建設請負契約、運営業務委託契約、維持管理業務委託契約、設計業務委託契約の5つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

(2) 民間事業者の業務範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

図表 1 民間事業者が実施する業務の範囲

対象施設	民間事業者の業務範囲			市の業務範囲 (参考)
	基本設計事業者 (基本設計業務)	建設請負事業者 (設計・施工業務)	運営事業者 (運営業務)	
ごみ焼却施設	—	設計・施工 ・設計 ・施工(試運転を含む。)	運営 ・運転準備業務 ・運転、維持管理、補修 ・業務終了時の引き継ぎ	・計量業務、一般廃棄物等の搬入 ・処理不適物・飛灰処理物等の処分 ・モニタリング
再資源化施設	—	設計・施工 ・設計 ・施工(試運転を含む。)	維持管理 ・運転準備業務 ・維持管理、補修、更新 ・業務終了時の引き継ぎ	・計量業務、一般廃棄物等の搬入 ・処理不適物の処分 ・施設の運転 ・モニタリング
啓発・管理施設	基本設計	—	—	・実施設計、施工 ・施設の運営
余熱利用施設	基本設計	—	—	・実施設計、施工 ・施設の運営
芝生広場及び緑地帯	基本設計	—	—	・実施設計、施工 ・施設の運営

① 事前業務

民間事業者は、基本契約締結後、特別目的会社を設立するものとする。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うものとする。

② 基本設計業務

基本設計事業者は、市と締結する設計業務委託契約に基づき、周辺施設の基本設計業務を行う。基本設計については、処理施設との一体的な景観デザイン及び施設間の機能的な連携に配慮することとする。

③ 設計・施工業務

建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、処理施設の設計・施工業務を行う。

設計については、事業地の周辺現況にふさわしい外観デザインを心がけることともに、一体性に配慮することとする。

施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事並びにその他の関連工事を行う。さらに、処理施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、開発許可・建築確認等の手続関連業務並びに処理施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。

④ 運營業務

(ア) ごみ焼却施設の運営

- ・ 運営事業者は、市と締結する運營業務委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、ごみ焼却施設の運営に係る業務として運転維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む）、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務を行う。
- ・ 運営事業者は、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（以下「飛灰」という。）並びに熔融不適物などの一般廃棄物等の発生量を抑制することとする。系外で処理する必要のある一般廃棄物等については、市が処分するが、1 tにつき 8 千円の委託費の減額を行うものとし、その際は、要求水準書（第 1 部 第 2 章 3.6）で示す基準を遵守することとする。
- ・ 運営事業者は、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、ごみ焼却施設の所内並びに一体的に整備する再資源化施設及び周辺施設に供給するほか、電力会社等に売電することとする。なお、売電収入及び R P S 証書の販売に関わる収入は、運営事業者に帰属するものとする。
- ・ 運営事業者は、ごみ焼却施設の所内並びに再資源化施設、啓発・管理施設及び余熱利用施設に蒸気又は温水を供給することとする。
- ・ 運営事業者は、施設の見学希望者等については市と連携して適切な対応を行うこととする。
- ・ 処理に伴い発生するメタル、スラグ等について、民間事業者は、有効利用が可能な量の提案を行い、その量を買取ることとする。有効利用ができない量については、1 tにつき 8 千円の委託費の減額を行うものとする。

(イ) 再資源化施設の維持管理

- ・ 運営事業者は、市と締結する維持管理業務委託契約に基づき、再資源化施設が処理対象物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足するよう適切な維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務及び環境影響管理業務を行うこととする。

⑤ 業務終了時の引継業務

市は、事業期間終了後も処理施設を継続して利用する可能性がある。したがって、処理施設の解体除去は、本事業の範囲には含まれない。

ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行うものとする。

- ・ 処理施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出
（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表等）
- ・ 市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務
- ・ 処理施設の維持管理補修計画の立案、市との協議・改善等
- ・ 処理施設の機能検査

⑥ 地域経済への貢献

民間事業者は、本事業を通じて地元企業が DBO 事業等の民活事業（民間活力導入事業、あるいは官民協働事業）に関わる業務の受託、実施のためのノウハウの獲得ができるように、計画の策定、業務の実施等を行うこととする。

(3) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

① 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

② 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

③ 処理対象物の計量

市は、処理対象物の計量業務を行う。

④ 周辺施設の実施設計、施工、運営

市は、周辺施設の実施設計、施工及び運営を行う。

⑤ 再資源化施設の運転

市は、再資源化施設の運転を行う。

⑥ 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

⑦ 施設見学者への対応

市は、処理施設等の見学を希望する者について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

⑧ 基本設計費、建設費及び運営費の支払い

市は、市の会計規則に基づき、基本設計業務の対価（以下「基本設計費」という。）を基本設計事業者へ、設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）を建設請負事業者へ支払う。また、運営業務の対価（以下「運営費」という。）を運営期間にわたって運営事業者へ支払う。

⑨ その他

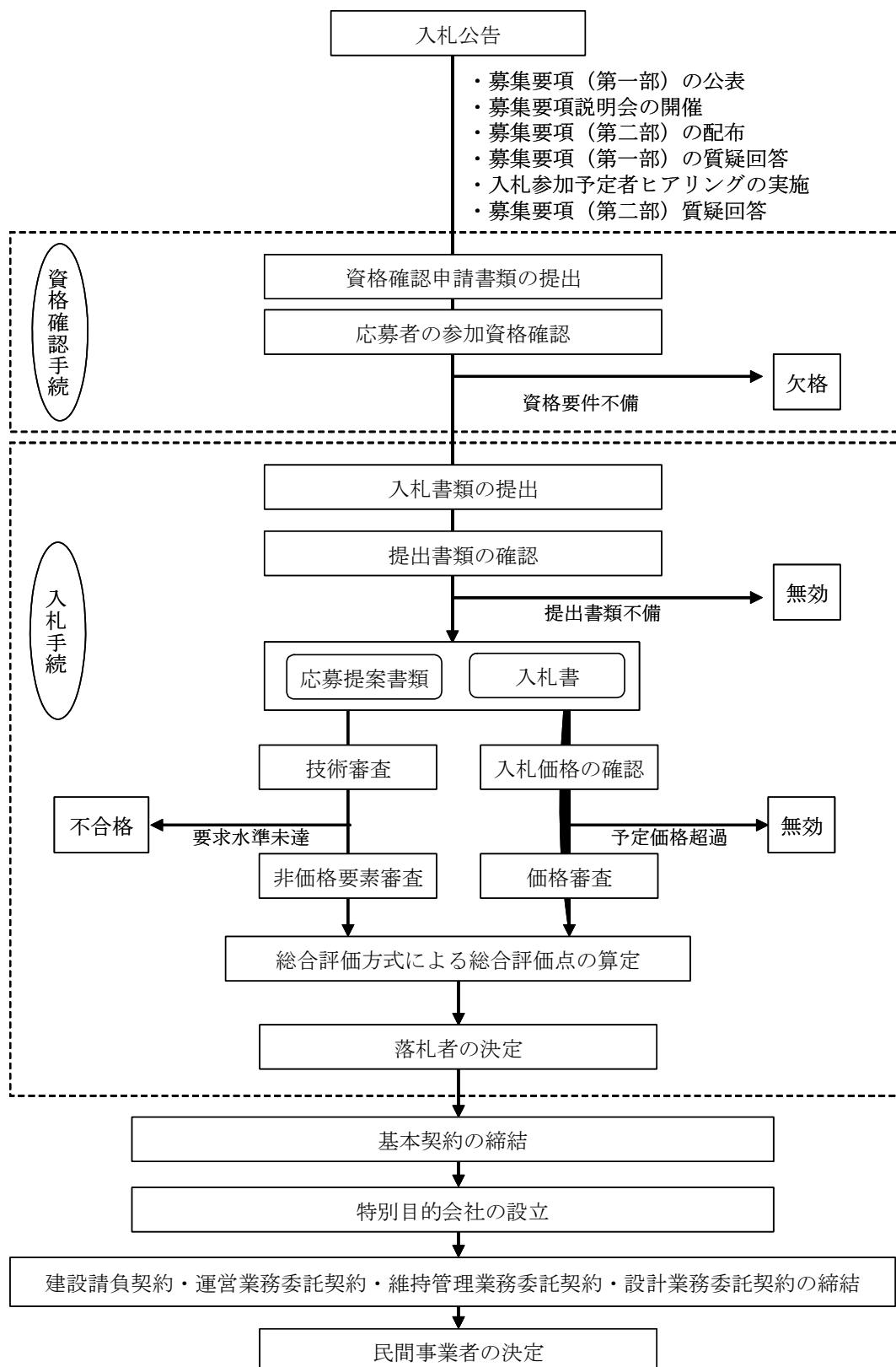
市は、処理施設の設計・施工業務等に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

5. 事業者選定の手続き

(1) 契約締結までの流れ

入札の公告後から契約締結に至るまでの流れは、図表 2 のとおりであり、総合評価一般競争入札により民間事業者の選定を行う。

図表 2 契約締結までの流れ



(2) 契約締結までのスケジュール

入札後、事業契約締結に至るまでのスケジュールは、概ね、次のとおりである。

図表 3 契約締結までのスケジュール (予定)

①	入札公告	平成 18 年 4 月 5 日 (水)
②	募集要項 (第一部) の公表	平成 18 年 4 月 5 日 (水)
③	募集要項 (第一部) 質疑の受付	平成 18 年 4 月 5 日 (水) ~ 平成 18 年 4 月 14 日 (金)
④	募集要項説明会の開催 募集要項 (第二部) の配布	平成 18 年 4 月 11 日 (火)
⑤	募集要項 (第一部) 質疑回答	平成 18 年 5 月 8 日 (月)
⑥	募集要項 (第二部) 質疑の受付	平成 18 年 5 月 8 日 (月) ~ 平成 18 年 5 月 12 日 (金)
⑦	入札参加予定者ヒアリング申請書類の受付締切	平成 18 年 5 月 12 日 (金)
⑧	入札参加予定者ヒアリング実施	平成 18 年 5 月 26 日 (金)
⑨	募集要項 (第二部) 質疑回答	平成 18 年 6 月 9 日 (金)
⑩	資格確認申請書類の受付締切	平成 18 年 6 月 16 日 (金)
⑪	資格審査の実施	平成 18 年 6 月 19 日 (月)
⑫	資格審査結果の通知	平成 18 年 6 月 23 日 (金)
⑬	入札書類の受付締切	平成 18 年 7 月 25 日 (火)
⑭	技術審査の実施	平成 18 年 8 月 18 日 (金)
⑮	非価格要素審査および価格審査の実施	平成 18 年 8 月 31 日 (木)
⑯	総合評価の実施・落札者の決定	平成 18 年 8 月 31 日 (木)
⑰	契約詳細の詰め	平成 18 年 9 月以降
⑱	仮契約締結	平成 18 年 11 月中旬
⑲	議会の議決	平成 18 年 12 月下旬
⑳	契約の締結	平成 18 年 12 月下旬

上記スケジュール (予定) は、応募資料提出の状況、審査委員会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

(3) 審査委員会の設置

市は、審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、「審査委員会」を設置している。審査委員会を構成する委員は、次のとおりである。

(敬称略)

委員長	武田 信生	京都大学教授
副委員長	嵯峨 徹	姫路市助役
委員	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター理事
委員	野本 修	西村ときわ法律事務所弁護士
委員	岡本 喜雅	姫路市環境局理事

6. 募集要項

(1) 募集要項の構成

募集要項は、次の①から④までの書類により構成される。①から③までの書類は入札書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

①入札説明書

②要求水準書

③契約書案

(基本仮契約書案、建設工事請負契約書案、運營業務委託契約書案、維持管理業務委託契約書案、設計業務委託契約書案)

④参考資料(清掃事業概要、生活環境影響調査結果)

(2) 募集要項(第一部)の公表

(1)で示した募集要項のうち、入札説明書、要求水準書(以下「募集要項(第一部)」という。)は次のとおり公表する。

① 日 時：平成18年4月5日(月)

② 方 法：市のホームページで公表する。

なお、参考資料については閲覧とする。閲覧場所は担当部局とし、閲覧期間は公表日から平成18年5月12日(金)までとする。

(3) 募集要項説明会及び募集要項（第二部）の配布

市は、次のとおり募集要項に関する説明会を実施する。また、入札参加希望者に対し、契約書案（以下「募集要項（第二部）」という。）を配布する。

- ① 開催日時：平成18年4月11日（火） 14時～16時
- ② 開催場所：姫路市役所10階大会議室
- ③ 申込方法：担当部局の電子メールアドレスに、以下の事項を申込期限までに送信する。
なお、メールの件名は「姫路市新美化センター募集要項説明会申込み」とする。
 - (ア) 企業名
 - (イ) 参加者氏名、所属部署名
 - (ウ) 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 申込期限：平成18年4月5日（水）から4月7日（金） 17時まで
- ⑤ その他：説明会当日は入札説明書を持参すること。また、入札参加希望者には、募集要項（第二部）の配布を行うので、「募集要項（第二部）配布申込書」（様式第一号）を持参、提出すること。

(4) 募集要項に対する質疑回答

募集要項に対する質疑は以下の二回に分けて実施する。

① 募集要項（第一部）質疑回答

(ア) 質疑の受付及び回答スケジュール

- 1) 提出期間 平成18年4月5日（水）から4月14日（金） 17時まで
- 2) 回答期限 平成18年5月8日（月）

(イ) 質疑の方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式第二号①）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当部局が行うものとする。当該質疑に関する質問者からの受信確認の連絡は受け付けないものとする。なお、担当部局のシステムダウン等により受付場所にて電子メールを受信できなくなった場合は、担当部局が対応方法について速やかに連絡を行う。

(ウ) 回答方法

市は、回答を作成し、ホームページにて公表する。

② 募集要項（第二部）質疑回答

（ア）質疑の受付及び回答スケジュール

- 1) 提出期間 平成18年5月8日（月）から5月12日（金） 17時まで
- 2) 回答期限 平成18年6月9日（金）

（イ）質疑の方法

質疑のある者は、「質疑書」（様式第二号②）に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。その他は、募集要項（第一部）質疑回答に同じ。

（ウ）回答方法

募集要項（第二部）の配布申込書に記載された電子メールアドレス宛に送信する。

7. 入札参加予定者へのヒアリング

本入札への参加予定者に対して、以下のとおり処理技術に関するヒアリングを実施する。

（1）ヒアリング日程等

- ① 開催日 : 平成18年5月26日（金）
- ② 開催時間 : 「ヒアリング案内」に記載。
- ③ 開催場所 : 同上
- ④ 申込方法 : 平成18年5月12日（金）までに以下の書類を担当部局に持参すること。

（ア）「ヒアリング参加申込書及び処理技術に関する提案書」（様式第三号）

なお、添付書類は10部提出するとともに、電子データを担当部局宛に送信すること。参加申込書を提出した入札参加予定者の電子メールアドレス宛に、後日「ヒアリング案内」を送信する。

（2）ヒアリング事項

入札参加予定者への処理技術に関するヒアリングでは、主に、以下の項目についてヒアリングを行う。

＜処理技術に関するヒアリング項目＞

ヒアリング項目	ヒアリングの視点	提出を求める資料
処理プロセス	・ 要求水準を満たしつつ、安全かつ安定的に処理できるプロセスについてヒアリングを行う。	・ 処理フロー ・ 処理フローに関する説明資料
主要設備の機能	・ 燃焼、溶融、排ガス処理等の主要設備についてヒアリングを行う。	・ 主要設備の説明資料

8. 入札参加資格要件

入札に参加する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、資格確認申請書類受付締切日において、次の資格要件をすべて満たすものとする。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下「構成企業」という。）から構成されるものとする。なお、構成員は特別目的会社に出資するものとする。
- ② 応募者は、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力会社となることは認めない。
- ⑥ 構成員又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は、それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

構成企業はすべて、次の要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 競争入札の参加資格等について（平成 8 年姫路市告示第 5 号）に定める資格等を満たすこと。
- (イ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。破産の申し立てがなされていないこと。
- (エ) 本社、支店又は営業所等が姫路市内にある企業にあっては、市税に滞納がないこと。
- (オ) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- (カ) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力会社である西村ときわ法律事務所又は当該受託企業と関連をもつ者でないこと。なお、関連をもつ者とは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

② 代表企業

代表企業は、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）第 1 条第 13 号の 2 に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から 10 番目以内に位置すること、又は、市がこれに相当すると認めたものであること。

③ 処理施設の建築部分の設計を行う企業

構成企業のうち、処理施設の建築部分の設計を担当する企業（以下「建築設計企業」という。）は、次の要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 同種類設計実績を有すること。
- (イ) 市の業者登録名簿に建築コンサルタントの業種登録があり、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても（ア）及び（イ）を満たしているものであること。

④ 処理施設の施工を行う企業

構成企業のうち、処理施設の施工を担当する企業（以下「施工企業」という。）は、次の要件をすべて満たすこととする。なお、施工企業は構成員となるものとする。

- (ア) プラントの施工を担当する企業（以下「プラント施工企業」という。）にあつては、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (イ) プラント施工企業にあつては、市の業者登録名簿に清掃施設工事業種の登録があり、経営事項審査結果において、当該業種の総合評定値が1,000点以上あること。
- (ウ) ごみ焼却施設のプラント施工企業に、1炉100t/日以上規模で、平成17年3月31日現在のべ3年以上の稼働実績を有する施設（提案する方式に限る）の納入実績があること。
- (エ) 再資源化施設のプラント施工企業に、同種の施設の施工実績があること。
- (オ) 建屋の施工を実施する企業（以下「建屋施工企業」という。）にあつては、建築工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (カ) 建屋施工企業にあつては、市の業者登録名簿に建築工事業種の登録があり、かつ、準市内業者にあつては経営事項審査結果において当該業種の総合評定値が1,500点以上あるとともに同種類別の施工実績があること、市内業者にあつては経営事項審査結果において当該業種の総合評定値が1,000点以上あること。建設共同企業体を設立する場合、同企業体に属するすべての企業が本資格を有していること。なお、当該業種にあつて、市内業者単独の参加は認めない。
- (キ) プラントの施工、建屋の施工のそれぞれの業種に関し、本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

(注1) 市内業者とは、本社が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない企業をいう。

(注2) 準市内業者とは、姫路市内に営業機能を有する支店、営業所等があり、かつ、法人市民税を納付し、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない企業をいう。

⑤ ごみ焼却施設の運転を行う企業

構成企業のうち、ごみ焼却施設の運転を担当する企業（特別目的会社から運転業務を受託する企業又は特別目的会社に運転人員の派遣を行う企業。以下「運転企業」という。）は、市の業者登録名簿の役務提供の業種に登録があること。

⑥ 基本設計業務を行う企業

構成企業のうち、基本設計業務を担当する企業（以下「基本設計企業」という。）は、次の要件をすべて満たすこととする。

(ア) 同種類似の設計実績を有すること。

(イ) 市の業者登録名簿に建築コンサルタント又は土木コンサルタントの業種登録があり、かつ、建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(ウ) 対象施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においても (ア) 及び (イ) を満たしているものであること。

(3) 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、入札書類の受付締切日までの間に (2) に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

但し、代表企業以外の企業が (2) に掲げる資格を欠くこととなった場合には、「(2) に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、(2) に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、入札書類の受付締切日までに入札参加資格の確認申請手続きを完了し、入札参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても入札参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、入札手続きを継続することができる。

9. 参加資格確認

応募者は、提案する処理方式を定めた上で次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1) 資格確認申請書類の提出

応募者の代表企業（以下「参加表明者」という。）は、各構成企業が、8. (2) に掲げる参加資格を有することを証明するため、「入札参加資格確認申請書」及び資格証明書類（以下総称して「資格確認申請書類」という。）を入札手続部局に提出しなければならない。

なお、参加表明者と、他の構成企業を総称して、以下「参加表明者等」という。

(2) 参加表明者が提出する資格確認申請書類

提出書類は以下のとおりとする。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第四号）
- ② 応募者の構成（様式第五号）
- ③ 委任状（様式第六号）
- ④ ごみ焼却施設のプラント施工企業の8.（2）④（ウ）に示す実績（様式第七号に記入。複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類
- ⑤ 再資源化施設のプラント施工企業の8.（2）④（エ）に示す実績（様式第八号に記入。複数件の記入も可。）及びそれを証明する書類
- ⑥ 施工企業に関する経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（直近かつ申請日時点で有効なもの）の写し
- ⑦ 施工企業に関する特定建設業の許可を受けていることを証明する書類等
- ⑧ 建築設計企業、基本設計企業の設計担当者の一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し
- ⑨ 建築設計企業、基本設計企業の設計実績を示す書類及び実績一覧（様式第九号）（様式第十号）
- ⑩ 代表企業が8.（2）②に示す要件を満たしていることを示す書類

(3) 資格確認申請書類の提出方法

資格確認申請書類は、正本1部を（4）にしたがって持参により提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 資格確認申請書類の受付

- ① 受付期間：平成18年6月9日（金）から平成18年6月16日（金）まで
- ② 受付時間：9時から17時まで（ただし、12時～13時を除く。）
- ③ 受付場所：3.（2）に示す入札手続部局

(5) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格確認申請書類に対する書類審査により行う。

(6) 資格審査結果

資格審査結果は、平成18年6月23日（金）以降に書面（「入札参加資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

10. 入札書類の提出

(1) 入札書類の構成書類

参加資格を得た応募者（以下「参加資格者」という。）は、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「入札書類」という。）を提出する。入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」という。

入札書類の構成は次のとおりとする。入札書類は、募集要項として公表する様式集に沿って作成するものとし、①⑥は封筒に封緘するものとする。

- ① 入札書（価格提案書）（様式第十二号）
- ② 技術提案書（様式第十三号）
- ③ 非価格要素提案書（同上）
- ④ 事業計画書（同上）
- ⑤ 業務分担届出書（様式第十四号）
- ⑥ 委任状（様式第十五号）
- ⑦ 参考価格超過理由説明書（様式第十六号）（必要な場合のみ提出すること）

(2) 入札書類の提出方法

応募提案書類については、各 20 部、CD-R/RW4 セットを準備し、(3) にしたがって持参により提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、CD-R/RW には、応募提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納すること。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすること。また、CD-R/RW への格納の条件は次のとおりとする。

- ・ CD-R/RW : Windows フォーマット
- ・ OS : Microsoft 社製の Windows98SE 以降のバージョン
- ・ 使用アプリケーション : Microsoft 社製の Word、Excel

(3) 入札書類の受付

- ① 受付期間 : 平成 18 年 7 月 25 日 (火)
- ② 受付時間 : 9 時から 17 時まで (ただし、12 時～13 時を除く。)
- ③ 受付場所 : 3. (2) に示す入札手続部局

(4) 入札の辞退

参加資格者は、入札時まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、平成 18 年 7 月 21 日までに「入札辞退届」(様式第十一号) を入札手続部局に直接持参すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (ア) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (イ) 資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたものの入札
- (ウ) 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名もしくは押印のないもの
- (エ) 入札書類が不足しているもの
- (オ) 2通以上の入札書を提出したもの
- (カ) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- (キ) 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの
- (ク) 一定の金額で価格を表示していないもの
- (ケ) 入札について不正な行為があったとき
- (コ) 予定価格を超える金額で入札したもの
- (サ) その他入札に関する条件に違反したとき

(6) 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(7) 入札時提出書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。但し、この規定は審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(8) その他

市は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者の名称を公表することができるものとする。

11. 民間事業者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者は「落札者決定基準」(別紙1)に基づき、以下の手順を経て決定され、落札者決定後に公表される。

① 技術審査

以下について技術審査を行う。技術審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

(ア) 応募提案書類についての審査

- 1) 必要な書類がそろっているか
- 2) 書類間で整合しているか

(イ) 技術提案と要求水準及び入札金額内訳との適合性の確認

- 1) すべての業務について、要求水準を満たした技術提案がなされているか
- 2) すべての業務について、技術提案と入札金額内訳が整合的か
- 3) すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか
- 4) 事業計画書がコストや収益等の点において妥当か

② 非価格要素審査

①の技術審査を通過した入札参加者(以下「最終審査対象者」という。)を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

③ 開札

(ア) 日時：平成18年8月31日(木)

(イ) 場所：姫路市役所

④ 予定価格

市は、予定価格を次のとおり設定する。なお、括弧内に示す各費目（建設費、運営費、基本設計費）の価格は参考価格とする。

予定価格	43,657,000,000円
（建設費	21,559,000,000円）
（運営費	22,063,000,000円）
（基本設計費	35,000,000円）

（注1） 消費税及び地方消費税の額を含む。

（注2） 入札価格が予定価格以内であることを前提に、建設費、運営費、基本設計費は、参考価格を超過することができるものとする。但し、超過する際にはその理由を様式第十六号にて示すこと。

⑤ 価格審査

④に示す予定価格を超過していない最終審査対象者の入札価格を落札者決定基準に定める価格点算定式により価格点に換算し、価格点を算定する。

⑥ 落札者の決定

⑤で決定した価格点と②で決定した非価格要素点から落札者決定基準に定める総合評価式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を「落札者」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 落札者決定後の手続き

① 交付金申請手続きへの協力

処理施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。建設請負事業者は、市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

② 契約詳細の協議

市と落札者の構成企業は、落札後基本契約を締結する。また、建設請負契約、運營業務委託契約、維持管理業務委託契約及び設計業務委託契約の締結のために契約詳細の詰めを実施する。なお、契約詳細の詰めは、契約書案における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。契約詳細の詰めの後、市は民間事業者と建設請負契約、運營業務委託契約、維持管理業務委託契約及び設計業務委託契約の締結を行う。

③ 契約の締結

市は落札者と次のとおりの契約を締結し、契約を締結した落札者が民間事業者となる。

(ア) 姫路市新美化センター整備運営事業に関する基本契約

市と全ての構成企業の間で締結する本事業の実施（処理施設の基本設計、設計・施工及び運営）に関する包括的な契約。本基本契約に基づき、落札者は特別目的会社を設立し、

(イ) (ウ) (エ) (オ) の契約を締結する。

(イ) 姫路市新美化センター建設請負契約

市と建設請負事業者が下記④の規定に従い締結する処理施設の設計・施工に関する契約。

(ウ) 姫路市新美化センターごみ焼却施設の運営業務委託契約

市と運営事業者が締結するごみ焼却施設の運営業務の委託に関する契約。

(エ) 姫路市新美化センター再資源化施設の維持管理業務委託契約

市と運営事業者が締結する再資源化施設の維持管理業務の委託に関する契約。

(オ) 姫路市新美化センター設計業務委託契約

市と基本設計事業者が締結する周辺施設の基本設計業務の委託に関する契約。

④ 建設請負契約の締結方法について

本事業では、プラントの施工と建屋の施工について個別に資格要件を求めているが、処理施設において建屋とプラントは一体で機能することから、落札者は、市、構成企業の間で建設請負契約を締結するにあたっては、次のいずれかの方法により契約を締結するものとする。

(ア) JV方式

市は、プラント施工企業と建屋施工企業が組成した建設共同企業体（JV）と建設請負契約を締結する。プラント施工企業は、処理施設の建築部分の設計を建築設計企業に下請負する。

(イ) 下請方式

市は、プラント施工企業と建設請負契約を締結する。プラント施工企業は、建屋の施工を建屋施工企業に下請負し、処理施設の建築部分の設計を建築設計企業に下請負する。

なお、詳細は基本契約の中で規定するものとする。

12. 入札保証金、契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は、免除する。

(2) 契約保証金

建設請負事業者、運営事業者及び基本設計事業者は、各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結前までに市に差し入れること。

13. その他

(1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法とする。本説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。

① 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に3.(1)に示した場所へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時～13時を除く。）までとする。

② 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

別紙1：落札者決定基準

1. 総合評価点の算出

価格要素と非価格要素の評価値から以下の算式に基づき、総合評価点を算出する。

「非価格要素点」及び「価格点」の合計によって総合評価点を算出し、予定価格を超過していない最終審査対象者で、上記において算出した総合評価点が最も高い者を、落札者とする。なお、総合評価点は100点を満点とする。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（非価格要素点）} + \text{（価格点）}$$

2. 価格要素と非価格要素の割合

価格要素と非価格要素の割合については、価格、非価格の比率を40：60とする。

3. 価格の点数化方法

価格の点数化は、以下の算式に基づいて行う。

$$\text{（価格点）} = \left(\frac{\text{（予定価格} - \text{入札価格）}}{\text{（予定価格} - \text{最低価格）}} \right) \times 40 \text{ 点}$$

（例）予定価格 45,000 百万円、A社入札価格 42,000 百万円、最低価格 40,000 百万円の場合

$$\text{A社の価格点} = \left(\frac{45,000 - 42,000}{45,000 - 40,000} \right) \times 40 \text{ 点} = 24 \text{ 点}$$

4. 非価格要素の点数化方法

(1) 評価項目と配点

評価項目及び配点は以下のとおりとする。

非価格要素配点案

評価項目	評価の視点	配点
安全・安定性 (ハード)	構造体の信頼性（土木建築構造、プラント構造）	12
	処理能力の信頼性（系列数、施設規模、設備容量等）	
	安全設備の信頼性	
	安定稼動の実績	
安全・安定性 (ソフト)	定常時の施設運営を安全に行うための工夫	10
	ごみ質変化等の外部環境の変化への対応	
	非常時におけるコンティンジェンシープラン	
	再資源化施設の運転員へのサポート体制	
	セルフモニタリングの実施体制	
環境・循環性	工事中の環境配慮（搬出土量の削減を含む）	10
	排水の排出量を抑制するための対応策	
	溶融スラグの有効活用方策	
	金属等のリサイクル方策	
	埋立処分量の削減に向けた方策	
継続性	30年間にわたる効率的な維持管理・更新に関わる提案	8
	事業期間終了後5年間の性能維持のための提案	
	事業期間終了後における調達の円滑さ	
	円滑な業務の引継ぎ方法	
機能性 (ハード)	周囲の景観に配慮した設計及び配置	8
	複数施設の意匠面での一体性	
	動線に関する配慮	
	施設間の機能の連携	
機能性 (ソフト)	住民や事業者に対する啓発機能、学習機能の提案	6
	コミュニケーション機能	
	施設見学者や利用者への配慮	
地域性	地域活性化に関する提案	6
	地域内企業、NPOとの協働	
	地域内企業へのノウハウの移転への配慮	
合 計		60

(2) 応募者数に応じた点数の算出方法

各評価項目の配点から各応募者の点数を算出する方法は、以下のとおりとする。

非価格要素配点割合表（案）

応募者数	配点割合				
	1位	2位	3位	4位	5位
2者	100%	40%	-	-	-
3者	100%	70%	40%	-	-
4者	100%	80%	60%	40%	-
5者	100%	85%	70%	55%	40%

(例) 応募者が3者（A、B、C）で以下の配点及び順位の場合

- ①当該項目に係る配点： 10点
- ②当該項目に係る順位： 1位：B 2位：A 3位：C

A者の当該項目の得点＝ $10 \times 70\% = 7$ 点

5. 総合評価点の算出

各評価項目に基づく応募者の順位が決定し、非価格要素点、価格点が算出された後、応募者の総合評価点を算出する。

(例) 非価格要素点：42点、価格点：32点の場合

総合評価点＝非価格要素点＋価格点
 $= 42 + 32 = 74$ 点